建築基準法の手続きについて (法第48条)

令和5年1月 大牟田市都市整備部建築住宅課

1. 許可について

(1) 建築基準法の許可について

建築基準法の許可は、法律に基づく制限をある条件下において特定行政庁が例外的に解除する処分であり、通常の「しなければならない許可」と根本的に相違しています。

個々の案件ごとに、その建築計画の全体を総合的に判断して行うものであるため 十分な検討が必要となります。

また、許可の過程において原則建築審査会(法第78条)の同意を要するものであり、許可の判断には十分な時間を要することとなりますので、計画は十分余裕をもって進めてください。

(2) 事前協議について

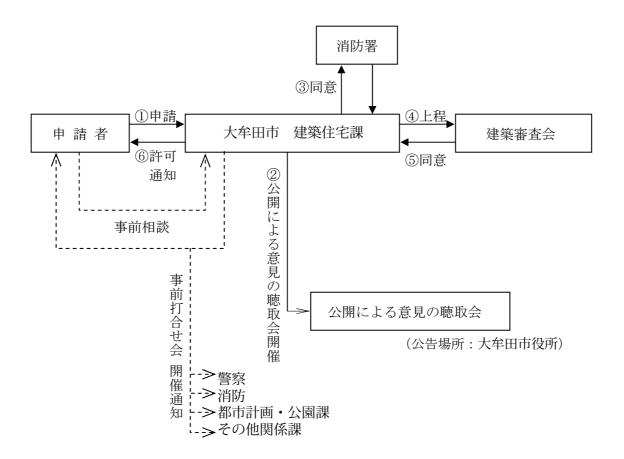
許可申請を受理する前に、許可の可能性を検討するため事前協議を実施しています。3.提出書類(2)添付書類を参考に資料を準備され、大牟田市建築住宅課にご相談ください。

(3) 許可申請手数料について 以下が許可の手数料です。

法 条 文	内 容	許可手数料
法48条第1項~	用途許可(令 130 条含む)	
第13項		180,000

2. 許可申請のフロー

法第48条



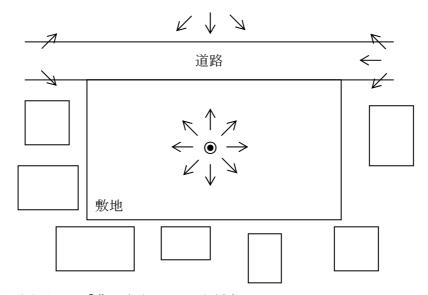
3. 提出書類

(1)許可申請書の必要部数 3部(正本、副本、消防用)

(2)添付図書

- 1 許可申請書
- 2 申請理由書(別紙1参照)
- 3 添付図書
 - ・都市計画図(カラー:鮮明であること) 申請地及び市役所や駅など目標となる施設を明示
 - ・付近見取図 住宅地図等で所有者名や建物名がわかるもの
 - ・建築用途別現況図 敷地境界から半径100m以内の建築物を次ページの別表により用途別に着色 下地の地図の建物名称が見えるよう着色
 - ・配置図 方位、敷地境界線、道路(種別・幅員)、車の動線、敷地の高低差、建築物の表示、排水 計画、駐車計画、植栽等の外構計画
 - ・各階平面図室名、機械設備、遮音構造(外壁、開口部等)、防火戸(延焼の恐れのある部分)
 - . 立面図(2面以上、外部仕上げ)
 - ・断面図(2面以上、最高高さ)
 - ・日影図(高さ、日影の許可及び日影の影響が考えられるとき)
 - . 写真

撮影例(更地の場合): 当該敷地と周辺の状況がわかるように撮影



※ 図面には「北」を記入してください。

- 4 その他 (申請内容により協議)
 - · 法第48条関連
 - ・関係官庁との協議録
 - ・利害関係者(世話人や周辺住民)への説明の記録
 - ・騒音に関する資料(自動車修理工場等) 同時に使用可能な原動機の騒音の計算値の合計が、敷地境界(概ね4カ所)において騒音規制法に係る区域の基準値以下であることがわかるもの

[別表]

建築物用途別現況図

	用 途 別	適用	凡例
1	居住専用建築物	居住専用住宅(住宅、住宅附属建築物)	黄 色
		居住専用準住宅(下宿、寮、寄宿舎)	
2	農林水産業用建築物	農林水産業用作業場、倉庫、	黄緑色
		農林水産業用事務所、その他建築物	
3	鉱工業用建築物	重化学工業用建築物	黒 色
		(化学、石油、石炭、ゴム、鉄鋼、金属	
		非鉄金属、機械、電機等の製造業)	
		軽工業用	青 色
		(建設、繊維、食品、木製品、土石、印刷等)	
4	公益事業用建築物	電気業、ガス、水道事業用建築物	ねずみ色
5	商業用建築物	卸売、小売業用建築物、飲食店用建築物	ピンク色
		金融、保険業用建築物、不動産業用建築物	
		その他商業用建築物	
6	サービス業用建築物	宿泊業用建築物、娯楽業用建築物	紫色
		その他サービス業用建築物	
7	医療・厚生用建築物	病院、診療所、保育所等	オレンジ色
8	公務用建築物	官庁、警察署、消防署、保健所	おうど色
9	文教用建築物	文教用建築物、宗教用建築物	茶 色
		非営利団体用建築物	
10	その他	上記1~9以外の建築物	こげ茶色

- ※ 1 申請地は、赤色で着色する。
 - 2 敷地内の附属建築物は、主要用途で着色する。
 - 3 用途併用建築物は、主要用途で着色して併用用途で縁取りする。

申請理由書

大牟田市長 殿

申請者 住 所 氏 名

1. 申請理由

申請者(事業者)の概要、当該施設の建設理由、敷地選定の合理的理由(立地の妥当性)等について、400字程度で説明する。

2. 事業内容

- ①事業内容の概要
- ②所在地
- ③敷地面積及び地目
- ④建築物及び機械設備概要 (棟別に概要を記入)
- ⑤処理(生産)能力及びフロー(搬入、選別、ストック、中間処理、最終処分)
- ⑥搬入・搬出車両、搬入・搬出先、経路
- ⑦維持管理体制(従業員(男女別)数、操業時間、施設等の維持管理体制)
- ⑧危険物 (貯蔵又は処理の品目と数量)
- ⑨公害(騒音、臭気、振動、ばい煙、汚水等)対策、周辺への配慮
- ⑩関係法令・官庁への協議(手続き)状況

都市計画法

農業振興地域の整備に関する法律

森林法

自然公園法

自然環境保全法

福岡県環境保全に関する条例

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 その他関係法令等

- ①地元説明状况
- 12将来計画

4. 建築審査会について

(1)開催時期 不定期

(2) 審查会説明資料

審査会説明用に次の図書をご用意ください。

- ・都市計画総括図凡例付き(カラー:鮮明であること) 申請地及び市役所や駅など目標となる施設を明示
- ・建築用途別現況図凡例付き(カラー) 敷地境界から半径100m以内の建築物を別表「建築物用途別現況図」により用途別 に着色
- ・配置図 敷地境界線は太線とし、申請建築物を薄いグレーで着色
- ・各階平面図 増築の場合、その部分を薄いピンク色で着色
- ・立面図・断面図 増築の場合、その部分を薄いピンク色で着色
- ・日影図 敷地境界線を黒太線の一点鎖線、敷地境界からの5m線を赤線の点線・10m線を青線の点線、2つの等時間日影線をそれぞれ青線、赤線とする
- ・写真 付近の状況がわかるもの、カラー 撮影方法は、3.提出書類(2)を参照のこと

※図面には「北」及び右下に通し番号をふってください。